

令和7年第4回市議会定例会
提 出 議 案 の 概 要

新 座 市

提出議案（合計16件）の内訳

【条例案件】 ……9件

一部改正 8件（新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
ほか7件）

廃止 1件（新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支
援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例を廃止する条例）

【予算案件】 ……6件

補正 6件（令和7度新座市一般会計補正予算（第6号）ほか5件）

【人事案件】 ……1件（新座市教育委員会委員の任命について）

【条例案件】 ……9件（一部改正8件、廃止1件）

議案第96号 新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第97号 新座市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第98号 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第99号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

議案第100号 新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の一部を改正す

る条例

〔要旨〕

開発行為等を行う者に対し、道路反射鏡又は道路照明灯の設置を義務付けるもの

〔条例改正の背景〕

開発行為等に係る道路反射鏡又は道路照明灯の設置について、努力義務としていることから、開発行為等を行う者が設置を行わない場合があることが課題となっている。

このことを踏まえて、開発行為等に係る道路反射鏡又は道路照明灯の設置を義務化することとして、条例を改正するものである。

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第101号 新座市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

道路の占用料の額を改定するもの

〔条例改正の背景〕

令和5年4月1日付けで施行された道路法施行令の一部改正により、国の道路占用料が改定されたことに伴い、本市においても、地価水準の変動等のほか、近隣市の状況を踏まえて、道路占用料の額の見直しを図ることとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

占用物件	単位	占用料	
		額	
		現 行	改正後
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	1本につき1年	1,600円	2,000円
		2,400円	3,000円
		3,300円	4,100円
		1,400円	1,800円
		2,300円	2,800円
		3,100円	3,900円
		140円	180円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	14円	18円
		9円	11円
路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,400円	1,700円
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	850円	1,100円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円	3,500円
		1,200円	1,500円
郵便差出箱			
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	8,500円	同左
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円	3,500円
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	外径が0.1メートル未満のもの	120円	同左

条第1項第2号に掲げる物件	ル未満のもの		き1年	180円 240円 480円 1,200円 2,400円	同左	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの					
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの					
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの					
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの					
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円	3,500円	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	同左	
		階数が2のもの		近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額	同左	
		階数が3以上のもの		近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額	同左	
	上空に設ける通路			4,200円	同左	
	地下に設ける通路			2,500円	同左	
	その他のもの			2,800円	3,500円	
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1月	850円	同左	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		850円	同左	
		その他のもの		8,500円	同左	
	標識		1本につき1年	2,300円	2,800円	
	旗ざお		1本につき1月	850円	同左	
	幕(道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)		その面積1平方メートルにつき1月	850円	同左	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1年	84,600円	同左	
		その他のもの		42,300円	同左	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	850円	同左	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				280円	350円	
道路法施行令第7条第8号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に	占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に		同左	

に掲げる施設	設けるもの	0. 012を乗じて得た額	
	上空に設けるもの	近傍類似の土地の時価に0. 02を乗じて得た額	同左
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	近傍類似の土地の時価に0. 028を乗じて得た額	同左
	建築物	近傍類似の土地の時価に0. 012を乗じて得た額	同左
	その他のもの	近傍類似の土地の時価に0. 009を乗じて得た額	同左

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。ただし、施行日前に許可をした年単位で占用料を徴収する占用物件については、当該許可に係る期間において、新たに徴収する占用料の額が前年度の額の1.2倍を超えないよう調整する。

議案第102号 新座市立公民館条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

栄公民館の施設の名称及び使用料を改めるもの

〔条例改正の背景〕

栄公民館の長寿命化改修工事に伴い、会議室兼軽体育室及び児童室の設備の増設並びに研修室の拡張を行う。

このことにより、会議室兼軽体育室及び児童室の名称を変更し、研修室の使用料を改めることとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

1 施設の名称

(1) 現 行 会議室兼軽体育室

改正後 スタジオ

(2) 現 行 児童室

改正後 プレイルーム

2 使用料（研修室）

	午前	午後1	午後2	夜間	全日
現 行	830円	520円	520円	1, 250円	2, 510円
改正後	1, 040円	620円	620円	1, 460円	2, 930円

〔施行日〕

施行日は、令和8年5月1日とする。

議案第103号 新座市水道事業給水条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

分担金（※）及び水道料金の額を改定するもの

※ 給水装置の新設又は改造を行う者が、水道メーターの口径の大きさに応じて負担する額をいう。

〔条例改正の背景〕

本市の令和8年度以降の水道事業の収支について、埼玉県水道用水供給事業から購入している県水受水単価の増額改定及び節水型機器等の普及による使用水量の減少に伴う水道料金収入の減により、分担金及び水道料金の額を改定することとして、条例を改正するものである。

〔施策の効果及び影響〕

1 分担金

水道メーター 口径	分担金（1給水装置につき）	
	現行	改正後
13mm	120,000円	163,000円
20mm	210,000円	350,000円
25mm	420,000円	738,000円
30mm	720,000円	1,213,000円
40mm	1,460,000円	2,213,000円
50mm	2,910,000円	3,938,000円
75mm	8,240,000円	9,100,000円
100mm	16,200,000円	20,250,000円
150mm以上	水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める額	同左

2 基本料金

水道メーター 口径	基本料金（月額）	
	現行	改正後
13mm	470円	550円
20mm	670円	790円
25mm	1,800円	2,190円
30mm	3,600円	4,380円
40mm	7,500円	9,150円
50mm	14,000円	17,100円
75mm	38,000円	46,400円
100mm	60,000円	73,500円
150mm以上	水道メーターの断面積及び流量等を基礎として市長が別に定める額	同左

3 水量料金

使用水量	水量料金（月額・1m ³ につき）	
	現行	改正後
1m ³ から10m ³ まで	58円	70円
10m ³ を超え20m ³ まで	90円	110円
20m ³ を超え50m ³ まで	110円	140円

50m ³ を超え100m ³ まで	150円	190円
100m ³ を超える分	190円	240円
臨時用に使用する場合	290円	350円

〔施行日〕

施行日は、令和8年4月1日とする。

議案第104号 新座市施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例

〔要旨〕

施設等利用費の支給の対象となる特定子ども・子育て支援を提供する認可外保育施設の設備及び運営に関する基準を廃止するもの

〔条例廃止の背景〕

認可外保育施設については、子ども・子育て支援法の規定により、令和元年10月1日から5年間は、国の基準を満たしていない保育料の無償化の対象となるが、市町村が条例で基準を定める場合は、当該基準を満たした施設にその対象を限定することができることとされた（条例で定める基準については、国の基準を超えない範囲内で定めることができる。）。

本市は、国の基準を満たしていることを条件として求めることとして、条例を制定したが、5年の期間が終了したため、廃止するものである。

〔施行日〕

施行日は、公布の日とする。

【予算案件】 ……6件（補正6件）

議案第105号 令和7年度新座市一般会計補正予算（第6号）

議案第106号 令和7年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第107号 令和7年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第108号 令和7年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第109号 令和7年度新座市水道事業会計補正予算（第2号）

議案第110号 令和7年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

【人事案件】 ……1件

議案第111号 新座市教育委員会委員の任命について

新座市教育委員会委員に欠員が生じていることに伴い、新たに荒井晃子氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（9件）

【条例案件】 ……4件（一部改正4件）

議案第 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 新座市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 新座市特別職で常勤の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

【予算案件】 ……4件（補正4件）

議案第 号 令和7年度新座市一般会計補正予算（第7号）

議案第 号 令和7年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 号 令和7年度新座市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 号 令和7年度新座市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

【契約案件】 ……1件

議案第 号 工事請負契約の変更について〔新座市立第二中学校校舎長寿命化改修工事〕